

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

審査請求人代理人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

[REDACTED] 市福祉事務所長

上記審査請求人が令和2年5月7日に提起した、上記処分庁による生活保護法第62条第3項の規定に基づく保護停止処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対し令和〇年〇月〇日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項の規定に基づく保護停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 事案の経緯等

- (1) 審査請求人は、審査請求人の父である[REDACTED]（以下「父」という。）及び審査請求人の母である[REDACTED]（以下「母」という。）と同一の世帯として、処分庁から法による保護を受けていた。
- (2) 父は、令和2年3月12日、[REDACTED]店（以下「本件パチンコ店」という。）でパチンコをした。
- (3) 父は、同月14日、本件パチンコ店で再びパチンコをした。
- (4) 処分庁は、同年4月8日付で、父に対し、父が上記(2)のパチンコをした際、現金[REDACTED]円を換金して得たにもかかわらず、この分の収入の申告がないとして、法第78条第1項の規定に基づき、[REDACTED]円を徴収することを決定し、同月14日、父に当該処分の通知書（甲第5号証）を交付した。

これに対し、父は、同月15日、指定納付場所において[REDACTED]円を納入した（甲第6号証）。

- (5) 上記(4)の決定に併せて、処分庁は、同月8日付で、父に対し、法第27条第1項の規定に基づき、「収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、根拠書類添付のうえ申告を行うこと」、「不実の申請その他不正な手段により保護を受けないこと」及び「虚偽申告を行わないこと」を内容とし、正当な理由なくこれに従わないときは、法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止をすることがあることを記載した書面（以下「本件指示書」という。）による指示（以下「本件書面指示」という。）

を行うことを決定し、同月 14 日、父に当該処分の通知書（甲第 4 号証）を交付した。

- (6) 処分庁は、上記(3)の事実を同月 15 日に確認したとして、同月 17 日付けで、父に対し、父が上記(3)のパチンコをした際、現金 [REDACTED] 円を換金して得たにもかかわらず、この分の収入の申告がないとして、法第 78 条第 1 項の規定に基づき、[REDACTED] 円を徴収することを決定し、同日、父に当該処分の通知書（甲第 7 号証）を交付した（なお、当該処分の通知書における上記(3)の事実の日付けは、誤って令和 2 年 3 月 24 日と記載されていた。）。これに対し、父は、同年 4 月 20 日、指定納付場所において [REDACTED] 円を納入した（甲第 9 号証）。

- (7) (6)の決定に併せて、処分庁は、同月 17 日、父に対し、法第 62 条第 4 項の規定に基づき、同月 23 日に弁明の機会を与えることとし、保護の停止をする理由として「法第 78 条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改め、不実の申請によって保護を受けないよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったため、保護の停止処分を予定しています。」と記載した通知書（甲第 8 号証）（以下、「本件弁明通知書」という。）を父に交付した。

- (8) 父は、同月 23 日、上記(7)の弁明の機会に出席し、「[REDACTED]」などの発言をした。

- (9) 処分庁は、同月 [REDACTED] 日付で、審査請求人に対し、法第 62 条第 3 項の規定に基づき、保護を停止する理由を「[REDACTED]さんの法第 78 条による費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらずこれに従わなかったため」として、同年 5 月 1 日から保護を停止することを決定する本件処分を行った（甲第 10 号証）。

- (10) 審査請求人は 同月 7 日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 本件処分は、収入がある場合には申告しなければならないという指示に父が従わなかつたことを理由としているが、父は、本件書面指示を受けてから、一切の収入を得ていない。

本件書面指示は、その後の収入の変動について申告することを義務づけたものにすぎず、本件書面指示以前の収入の変動について申告をしなかつたことを根拠に、指導指示に従う義務への違反を認定して法第62条第3項に基づく処分をすることは許されないと解するべきである。

(2) 本件処分は3人世帯の保護を停止するもので、身体障害者等級2級の認定を受けて日常的に介護サービスを受けている審査請求人、及び現在[]歳で定期的に病院を受診しており2度の脳梗塞の発症をしている母にとっては、保護が停止されれば、介護費及び医療費の負担が過大となるおそれが高く、処分により失われる利益は甚大である。一方、父が申告をしなかつた収入は、[]円と低額であり、違反の程度は比較的軽い。したがって、違反の程度に比べて処分の程度が不相当地重く、比例原則に違反する。

(3) 本件処分は、父が本件書面指示に従う義務に違反したことを理由とするものであるが、同世帯の審査請求人及び母は何ら当該指示に違反していない。また、父は、過支給額の徴収決定を受けた翌日にはそれぞれ納入しているなど、誠実な対応をしており、処分庁はこのような事情を考慮していない。

(4) 父に弁明の機会が付与されたが、パチンコによる収入について認めさせられた以外には、父の言い分を話す余地は与えられなかった。したがって、実質的に弁明の機会を付与されたものとは言えない。

(5) 処分庁は、父のパチンコの換金による収入に関して、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第8の2において、収入額の認定については「月額によ

ること」、「長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定する」とされて
いるが、日額で収入認定しており、長期間の観察も行っていない。さらに、
処分庁は、収入額の認定において、経費の控除や次官通知第8の3(2)「エ そ
の他の収入」に規定する控除を行っていない。

(6) 生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「施行規則」と
いう。）第19条の趣旨として、指導又は指示の実効性を確保する点が挙げら
れるが、パチンコによる収入は、自ら進んで記録をしていない限り、過去の
収入金額を事後的に確認するためには記憶に頼らざるを得ないところ、過去
のパチンコによる収入金額を記憶に基づき事後的に算定することは不可能に
近い。指導指示前のパチンコの収入を指導指示後に申告することを被保護者
に求めても指導指示の実効性を確保することはできないことから、指導指示
に従う義務として申告しなければならない収入には、指導指示前の収入は含
まれないと解すべきである。

(7) 書面による指導指示の実効性を確保するためには、当該指導指示を行なつ
てから相当期間を設けて、その間の父の改善状況を観察及び検討すべきであ
った。しかし、処分庁は、本件書面指示を行った翌日に生活保護の停止を事
実上決定しており、本件書面指示を行ってから保護の停止を決定するまでの
間に父の改善状況を観察及び検討する期間はほとんどなかった。

また、父は本件書面指示後に一切パチンコ店に行っておらず、かかる事情
は、処分庁が本件処分を行う上で十分に考慮すべき事情といえるが、処分庁
は、本件処分にあたって、かかる事情を一切考慮しておらず、本件処分は、
考慮不尽により、裁量権の逸脱又は濫用が認められる。

2 処分庁の主張

(1) 処分庁は、保護開始時に、審査請求人ら（世帯全員）に対し、生活保護を
受けることに伴って生じる生活上の義務及び届出の義務等について十分説明
し、助言指導を行い、同意書も取得している。法では「書面指導後の収入に

申告義務が適用される」との規定はなく、処分庁は、厚生労働省通知等に基づいて適正な決定をしている。

(2) 審査請求人らは、法第61条（届出の義務）及び第62条（指示等に従う義務）を履行していない。扶養義務者である審査請求人の姉（以下「姉」という。）は、ローン返済中の自動車を審査請求人らに貸与しており、審査請求人らに拠出可能な資力があることが明らかである。さらに、自動車の維持費用は、保護世帯に保有が認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨に反するものであり、最低限度の生活の維持のため、扶養義務の履行に優先的に使われるべきである。

保護費でパチンコをし、不正受給することは、社会通念上違反の程度は比較的軽いものではない。

父以外の世帯員に指示違反等がないことから、保護の停止としたものであって、弁明の機会の際に父が反省の意を示して、指示に従い、自立更生に向けて真摯な姿勢を示せば停止を解除することを決定している。

また、保護開始時に自動車の使用は禁止であることを説明して理解していたにもかかわらず、日常的に自動車の利用を継続し、意図的に使用を隠蔽していた。よって、審査請求人は、保護開始時から保護の義務及び指示を順守する気が全くないと言わざるを得ない。

(3) 弁明の機会においては、査察指導員とケースワーカーの2人で対応し、代理人や姉の出席を認め、適切に対応している。父に弁明の機会は十分に認めており、手続に違法な点はない。

第3 理由

1 本件に係る法令の規定について

(1) 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をするとできるとされており（法第27条

第1項)、同項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならないとされ(同条第2項)、同条第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならないとされている(同条第3項)。

- (2) 被保護者は、保護の実施機関が、同条第1項の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならぬとされており(法第62条第1項)、保護の実施機関は、被保護者が同項の規定による義務に違反したときは、弁明の機会を与えた上で、保護の変更、停止又は廃止をするとができるとされている(同条第3項及び第4項)。
- (3) 同条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかつた場合でなければ行使してはならないとされている(施行規則第19条)。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

- (1) 法第62条第3項の規定に基づく保護の停止等を行うには、同条第1項の指導又は指示に従う義務に違反したことが必要であり、同項の義務違反があったと言えるためには、同義務を課す前提となる法第27条第1項の規定に基づく書面による指示が適法及び妥当なものでなければならない。
- (2) 施行規則第19条は、法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限につき、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に被保護者が従わなかつた場合でなければ行使してはならない旨を定めているところ、その趣旨は、保護の実施機関が上記の権限を行使する場合にこれに先立つて必要となる同項に基づく指導又は指示を書面によって行うべきものとすることにより、保護の実施機関による指導又は指示及び保護の停止等に係る判断が慎重かつ合理的に行われることを担保して、その恣意を抑制するとともに、被保護者が従うべき指導又は指示がされたこと

及びその内容を明確にし、それらを十分に認識し得ないまま不利益処分を受けることを防止して、被保護者の権利保護を図りつつ、指導又は指示の実効性を確保することにあるものと解される（最高裁判所第一小法廷平成26年10月23日判決）。

このような施行規則第19条の規定の趣旨に照らすと、法第27条第1項に基づく書面による指導又は指示は、当該書面自体において被保護者が当該指導又は指示の理由及び内容を十分に認識し得る程度に具体的に記載されなければならないと言うべきである。「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）Ⅱの1(2)イにおいて、「文書による指導指示は、指導指示書により、指導指示を行う理由、内容、対象者等を分かりやすく、具体的に記載する。」としているのも、同趣旨から出たものと言える。

(3) 本件指示書には、上記第1の2(5)のとおり、「収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、根拠書類添付のうえ申告を行うこと」、「不実の申請その他不正な手段により保護を受けないこと」及び「虚偽申告を行わないこと」が指示内容として記載されている。

処分庁は、法では「書面指導後の収入に申告義務が適用される」との規定はないと主張するが、本件指示書の記載は、父にとって、当該指導指示の理由及び内容をその記載自体から十分に認識し得る程度に具体的に記載されていたとは認められず、本件書面指示後の収入等について変動があったときに申告を行えばよいと父が認識したことにも、やむを得ない面があったと言わざるを得ない。

(4) さらに、事案の経緯によると、処分庁による4月14日の本件書面指示から、4月15日における父のパチンコ収入の事実の確認、4月17日の本件弁明通知書の交付までがわずか3日の間になされたものであることが認めら

れる。

上記の本件指示書の記載の程度と合わせると、過去のパチンコの収入について申告を求め、当該申告がされることにより保護停止処分をするための手続に移る期間としては、法第27条第1項に基づく指導指示の趣旨及び社会通念に照らし、著しく短く、本件処分は妥当性を欠くものと言わざるを得ない。

(5) なお、処分庁は、弁明書において、本件処分の理由として法第28条第5項の規定による虚偽報告を加えているが、弁明通知書（甲第8号証）及び生活保護停止通知書（甲第10号証）を見ても、同項を本件処分の根拠とする記載はない。本件処分が指示義務違反を理由として保護を停止するという重大な不利益処分であり、弁明の機会を与えた上で慎重に行われるものであることに鑑みると、本件審査請求の審理手続において、処分庁が本件処分の根拠として新たに同項の虚偽報告を追加して主張することは許されないものと解すべきである。

また、処分庁は、弁明書において、父が自動車を使用していることや姉が保護義務に違反していることなどについて縷々指摘しているが、本件に現れた記録上、これらの事情を本件処分の根拠としていたことを認めるに足りる証拠はないから、処分庁の主張は本件処分を維持する理由として採用できない。

(6) よって、本件処分は違法又は不当であるから、取り消されるべきである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和2年12月1日

審査庁 埼玉県知事 大野元裕

